

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦君） おはようございます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
市長。

○市長（松木正一郎君） おはようございます。

6月9日の大雨被害等につきまして、防災安全課長から御報告を申し上げたいと思います。
どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中村 敦君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義君） それでは、令和5年6月9日の大雨の警戒態勢及び被害状況
について御報告いたします。

発生日は、令和5年6月9日金曜日、発生場所は下田市内、気象状況及び災害概要を御覧
ください。

1、経過でございます。

6月9日午前4時6分、大雨土砂災害警報発表、同午前6時15分、土砂災害警戒情報を発
表、同午前11時40分、土砂災害警戒情報を解除、同午後1時7分、大雨土砂災害警報が解除
されました。

2、降雨量でございます。

累計最大は、大沢消防詰所及び大賀茂小学校雨量計で観測した140ミリ、1時間最大は大
賀茂小学校雨量計で観測した25.5ミリとなっております。

3、被災状況でございます。

人的被害、家屋被害はなし。観光施設1件、市道8件、河川1件、排水路3件となってお
ります。

被害の詳細につきましては、添付資料のとおりでございます。

活動状況でございます。

9日午前4時6分、事前配備体制を取り、防災安全課、建設課、産業振興課職員にて情報
収集に努めました。

同午前6時15分、市内全域に避難指示を発令し、下田市役所を待避所として開設しました。
最終的に避難者はございませんでした。

同午前 6 時 55 分、倒木等の被害の連絡が入り、所管課にて対応しております。

同午後 1 時 7 分、避難指示を解除し、避難所を閉鎖いたしました。また、同時刻に事前配備体制を廃止いたしました。対応職員は延べ 11 人となっております。

添付資料といたしまして、雨量データ、被災復旧経費集計表、被災状況一覧表、被災箇所図を添付してございます。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦君） それでは、ただいまの出席議員は、定足数に達しております。よって、令和 5 年 6 月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、報告の件があります。

本日の会議開催に当たり、説明員の土屋武久税務課長が欠席のため、土屋 剛税務課参事兼滞納対策係長が、説明員の平井孝一建設課長が欠席のため、土橋一登建設課都市住宅係長が、それぞれ代理出席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

◎会期の決定

○議長（中村 敦君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 6 月 29 日までの 9 日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、会期は 9 日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでございますので、御承知願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 85 条の規定により、議長において、3 番 浜岡 孝君と 4 番 土屋 仁君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告、令和5年6月定例会。

最初に、既に皆さん御承知のとおりでございますが、高橋秀徳議員の通称名等の使用について申し上げます。

下田市議会議員の通称名等の使用に関する規定に基づき、5月11日付で、高橋議員から通称名として岡崎大五の名を使用したい旨の申請があり、同日付でこれを承認しましたので御報告いたします。

次に、議長会関係について申し上げます。

6月1日、静岡県地方議会議長連絡協議会の令和5年度定期総会及び政策研修会が静岡市で開催され、私と副議長が出席をいたしました。

この総会では、令和4年度の事業実績及び決算並びに令和5年度事業計画及び予算について審議し、承認されました。

続いて、開催された政策研修会では、NPO法人ふるさと回帰支援センター副事務局長、稲葉文彦氏による「関係人口と地域のWin-winな関係づくり～ふるさと回帰支援センターの取組から～」と題する講演がありました。

6月5日、全国市議会議員共済会業務監査が東京で行われ、私が出席いたしました。令和4年度会計における監査が行われ、適正に処理されていることが確認されました。

6月13日、第102回全国温泉所在都市議会議長協議会役員会及び第52回総会が東京の全国都市会館で開催され、私が出席いたしました。

この役員会及び総会では、会務報告、令和4年度決算、令和5年度の負担金、予算及び運動方針について審議し、原案のとおり認定または可決されました。

6月14日、第99回全国市議会議長会定例総会が東京国際フォーラムで開催され、私が出席いたしました。

この総会では、令和4年度の会計報告をはじめ、会長提出議案として、「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議」外4件及び各部会提出議案として、「東日本大震災からの早期復旧・復興について」外26件の議案を審議の上、議決し、政府関係機関に働きかけていくことに決定いたしました。

また、この総会で当議長会表彰規程に基づく表彰が行われ、沢登英信議員が議員表彰20年以上の特別表彰を受けられましたので、後ほど表彰の伝達をいたします。

次に、6月17日、伊豆縦貫自動車道建設推進期成同盟会並びに伊豆縦貫自動車道「天城峠道路」及びアクセス道路網建設促進期成同盟会が主催する「伊豆半島の未来を考えるシンポジウム～伊豆縦貫自動車道一部開通を契機として～」が開催され、市長及び私が出席し、その他6人の議員も出席をいたしました。出席されました議員の皆さん、大変御苦勞様でした。

次に、市長より、地方自治法第180条第1項に基づく「源泉所得税の納付遅延に係る損害賠償の額の決定について」の専決処分事件1件の報告があります。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書1件でございます。

インボイスを考えるフリーランスの会代表、阿部 伸氏より提出のありました「国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書」の提出を求める陳情書でございます。

写しを議席配付してありますので、御覧ください。

それでは、ここで第99回全国市議会議長会定期総会で表彰を受けられました沢登英信議員に表彰の伝達をいたします。表彰を受けられました沢登英信議員は、中央にお進みください。

表彰状、下田市、沢登英信殿。

あなたは、市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第99回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和5年6月14日、全国市議会議長会会長、坊 恭寿。

おめでとうございます。（拍手）

ここで、表彰を受けられました沢登英信議員より御挨拶がございます。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） ただいま全国市議会議長会から20年表彰をいただきました沢登英信でございます。議員の皆様及び市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

私はこの20年間、福祉のまちづくりを掲げて議員活動をしてまいりました。介護や国民健康保険、あるいは高齢者医療、下田メディカルセンターの開設にも関わってまいりました。

保育や介護あるいは医療の社会化という点では大きな前進もあったかと思いますが、その内容につきましては、より一層の改善が必要ではないかと考えているところでございます。例えば、後期高齢者の事業に係ります議会選挙がこの後行われますが、これも県の市議会議長会で推薦者が決定されているというような形骸化された選挙になっているのではないかと思うわけであります。

国保や介護、高齢者を含めまして、介護は失礼しました、事業者が下田市の手から離れ、地方の自治権が狭められてまいっているという現状が一方であるのではないかと思います。下田のことは下田市民が決定をしていくという、この地方自治権の大切さを訴えてまいりたいと思うわけであります。

また、私は、旧町伊勢町で生まれ育ってまいりました。旧町での稼業が続けられないという実態は、空洞化という大変な今日の事態を引き起こしていようかと思うわけであります。少子高齢化対策はまさに大変な深刻な事態を迎えていようと思ひますし、災害に強いまちづくりも一刻を争う喫緊の課題であろうかと思ひます。

県道下田南伊豆線の拡幅は、まさに防災上の大きな拠点、実施しなければならない事業の一つではないかと思ひます。この間、いわゆるリゾート法によりまして、分譲地や、あるいはゴルフ場、乱開発がこの豊かな下田の自然を壊してまいったのではないのでしょうか。そして、これらの実態は、今日、大規模な太陽光発電という形で進められてまいっているかと思ひます。自然を守る条例をつくっていく必要があるかと思ひますし、そういう意味では、太陽光発電の規制条例も、皆さんと一緒に議論をし、定めてまいったかと思ひます。

何より、戦争に反対をする平和都市宣言を実現しております下田市でございますが、その実態が伴っていないこともこれまた明らかではないのでしょうか。核兵器を全世界からなくなしていく。平和都市宣言をしているにもかかわらず、国に対しまして、核兵器禁止のための意見書を議会として上げようと、この提案を何度もしてまいっておりますが、残念ながら議員の皆さんの御賛同をいただけないという、こういう結果にもなっているわけでございます。皆さんと御一緒にいつまでもこの下田で、住み続けることのできるよりよい下田をつくりたいと考えております。

努力する決意を申し述べさせていただき、表彰のお礼の言葉としたいと思います。

2023年6月21日、沢登英信。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村 敦君） 次に、今定例会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐より朗読いたします。

○局長補佐兼議事係長（長谷川 薫君） 朗読いたします。

下総総第104号。令和5年6月21日。

下田市議会議長、中村 敦様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和5年6月下田市議会定例会議案の送付について。

令和5年6月21日招集の令和5年6月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第4号 令和4年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度下田市一般会計補正予算（第2号））、議第29号 監査委員の選任について、議第30号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部を変更する規約について、議第31号 令和5年度下田市新庁舎整備工事（旧校舎活用棟）請負契約の締結について、議第32号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第33号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議第34号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第35号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第36号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第37号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第38号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

続きまして、下総総第105号。令和5年6月21日。

下田市議会議長、中村 敦様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和5年6月下田市議会定例会説明員について。

令和5年6月21日招集の令和5年6月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

市長 松木正一郎、副市長 飯田雅之、教育長 山田貞己、会計管理者兼出納室長 加藤晶子、企画課長 鈴木浩之、総務課長 須田洋一、教育委員会学校教育課長 佐々木雅昭、教育委員会生涯学習課長 平川博巳、財務課長 大原清志、税務課長 土屋武久、監査委員事務局長 高橋智江、観光交流課長 佐々木豊仁、産業振興課長 糸賀 浩、市民保健課長 斎藤伸彦、福祉事務所長 芹澤直人、防災安全課長 土屋武義、建設課長 平井孝一、環境対策課長 鈴木 諭、上下水道課長 白井達哉。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎委員長報告・質疑

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を

行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされております。

このたび、市長から選出すべき議員のうち1人、町長から選出すべき議員のうち2人、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3人、町議会議員区分から選出すべき議員のうちから2人が欠員となり、その補充のため、候補者を募ったところ、市議会議員区分において候補者の数が選挙すべき定数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての市議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、下田市議会会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果については、下田市議会会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、選挙結果の報告については、下田市議会会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中村 敦君） ただいまの出席議員数は13人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大西將由君と6番 天野美香君を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿の配付〕

○議長（中村 敦君） 候補者名簿の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 配付漏れはないものと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

[投票用紙の配付]

○議長（中村 敦君） 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱の点検]

○議長（中村 敦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

[投票執行]

○議長（中村 敦君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

2 番 大西將由君及び6 番 天野美香君、開票の立会いをお願いいたします。

[開 票]

○議長（中村 敦君） 御苦労さまでした。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票

このうち、有効投票13票

無効投票0票

有効投票のうち、中村 敦君 11票

戸田 誠君 0票

鈴木喜文君 0票

河野月江君 2票

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

◎一般質問

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は9名であり、質問件数は22件であります。通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番、1つ、白浜大浜海水浴場の健全かつ安全な運営のために、2つ、広域ごみ処理施設整備基本計画について、3つ、学校給食の無償化について、以上3件について。

12番 沢登英信君。

[12番 沢登英信君登壇]

○12番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信でございます。議長に紹介していただいた順に従い、趣旨質問をさせていただきます。

皆さんのお手元に資料を3種類ほど提出させていただいております。観光客入り込み状況調査と、それから佐々木清和さんから御提供いただきました白浜海水浴場内違法行為の記録という、これと今治市食と農のまちづくり条例、この3部を提出させていただいておりますので、参考にしていただけたらと思います。

まず、白浜大浜海水浴場の健全かつ安全な運営のために、質問をいたします。

下田市は、豊かな自然と開国の歴史に恵まれたまちで、観光を今日、基幹産業として発展してまいっていると思います。

令和2年からこの4年にかけて、例の新型コロナにより、黒船祭も一部中止をせざるを得ないようなときもございましたが、今年は第84回の黒船祭を終わり、今日、あじさい祭を開催しているところでございますが、やがて下田市最大の観光イベントとも言えます夏の海水浴シーズンを迎えようとしているわけでありまして。

令和3年度、10海水浴場の来遊客は14万1,650人、令和4年度は24万1,600人となりまして9万9,950人の増となっているわけでありまして、昭和56年には146万人の海水浴客が見えていることから考えますと、まさに10分の1の来遊客かというような事態となっているわけでありまして。

にもかかわらず、下田市を代表します海水浴場となっております白浜大浜海水浴場の健全かつ安全な運営のために今必要なことは、下田市海水浴場に関する条例に違反して営業している業者の取締りをしていくということではないかと思うわけでありまして。

2022年8月7日、指定暴力団稲川会八代目「大場一家」の田中総長ほか数人がパラソルを貸し出していた下田市夏期海岸対策協議会原田支部長の酒井厚志氏を脅かし、酒井氏の告訴により、威力業務妨害の疑いで逮捕され、警察は、県警は9月2日、暴力団事務所を家宅捜索しているという報道がされておりました。現在、静岡地裁沼津支部で公判中、いわゆる裁判中でございます。

松木市長は、リバイバルやドルフィンという、この不法営業業者、浜地内での営業をやめさせたいと公約をし、市長になられた方でございます。市長に大変期待をしているところでございます。まず、市長の所感をお伺いしたいと思っております。

リバイバルやドルフィンという違法業者から大場一家の田中総長がみかじめ料を取っていたということがうかがわれるわけでありまして。下田市夏期海岸対策協議会の会長である下田市長は、違法営業をやめさせ、暴力団を白浜大浜海水浴場から追放するために、法的な措置、告訴等をしていくべきではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

下田市夏期海岸の暴力団等排除対策部会を令和5年5月2日施行で、部会則を夏期対でつくっております。下田警察署長を顧問に、下田副市長、飯田さんが副会長に充てられております。

会議規則第2の第2条(3)には、下田海水浴場に関する条例第6条に規定する禁止行為を繰り返し行う者等に関することとされております。この内容はまさに、海水浴条例第7条、中止の指示では、第6条の禁止行為を行う者また行かせた者に対し、市長は、職員をしてその禁止行為の中止をなさしめるものとする、指示に従わないとき、またはその現場に居合わせず、前項の指示をすることができない場合は、市長は、職員をして当該物品を海水浴場から撤去させるものとする、こう規定がされているわけでありまして。

市長の決断の下、実行できる、この条例が実行できる体制をどうつくっていくかということが喫緊の課題でございます。市長の決断の下、実行できる体制をつくり、進めていただきたいと思います。市長及び副市長の所信をまずお伺いしたいと思います。

次に、原田区9組の令和4年度要望事項は次のとおり提示されております。1、警備会社BONDSへの業務委託の成果は何であったのか、2、海水浴場管理に必要な救助、救護、警備、啓蒙活動のできる、いわゆるプロの人材、市職員の育成が新たな制度としてつくっていくことが必要だと、こう指摘をしているわけでありまして。

さらに、原田区全域の住民の生活圏を保護する条例が必要ではないのか。海水浴条例では対応できないアルコールの禁止区域、花火、夜間の花火の禁止時間帯、あるいは入れ墨の露

出禁止、海岸植物の再生。今日、海水浴に関する条例が形骸化しており、警備担当総括責任者不在の実態がこの白浜原田で生じていると指摘をしているわけであります。

これらの課題にどう応えようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、下田市夏期海岸対策協議会原田支部の活動と一般社団法人白浜OCEAN管理機構、いわゆるSOMAについて。

このSOMAとは、どんな目的で、誰が責任者で理事者なのか。地域組織であるべき原田区にSOMAが取って代わることができるのか、原田支部と言えるのかと思うわけでありませう。2人以上の理事があれば一般社団法人はつくれるわけでありませう。

不法営業と同じことをこのSOMAが行っているということでは、多くの業者、商売を浜地内で始め、中止をする根拠さえなくなってしまうのではないのでしょうか。

原田区の人々は、この浜地内の営業をやめさせるため、自ら浜地内から手を引き、その結果、違法業者のみが浜地内に残るという結果となっているわけでありませう。

そして、区民の皆さんは何よりもこの違法業者の排除を求めているわけでありませう。この要望にどう応えていくかということが差し迫った課題ではないのでしょうか。

原田区長及び白浜観光協会は、団体としてSOMAに参加してない、佐々木 昭氏と鈴木和明氏は個人として参加していると6月11日、SOMA設立総会で明らかにしているそうでありませう。

したがって、令和3年度、令和4年度の浜地で行った収益金をSOMAの会計で処理するのではなく、原田区の夏期対策事業としての原田支部の収益として経理をすべきではないのでしょうか。なぜなら、再び原田区長が、私が原田支部も担うという人が現れてきたらどうするのかということをございます。

かつて、区長さんが原田支部を受けたくない、白浜観光協会で受けていただきました。しかし、これも原田区の代理として観光協会が受けるという。いつまでも原田区がやるという形ではないわけです。SOMAという一社団法人が、誰でもつくる社団が今後永久に支部として位置づけられるというようなことは私はあつてはならない、まさに浜は誰のものかと、ビーチは誰のものかという大きな疑問が生じてまいるわけでありませう。

地域の人々の生活の糧となるべき、その被害も利益も地域の人たちが受けるわけでありませう。特定の団体や特定の人のものであつては問題であることは明らかでありませう。飲食の売店を出して違法業者の売上げを減らせば、業者は撤退をする、こう言っている、こういう論を展開しているようでございます、これまたとんでもない議論ではないのでしょうか。撤退

をするどころか、ますます多くの方々が浜地で商売をやらせてほしいと、こういう事態が引き起こされる。かつてこういう事態が引き起こされてきたために、個人は全て手を引いていただいて、区がお店を出すんだと、支部として、しかも夏期対の支部ではなくて、区の夏期の事業として実施をする、経理をするという形で進められてまいつているわけであります。

条例第5条、海水浴条例第5条3項の利用者の責務として、何人も海水浴場において夜間または酒気を帯びて遊泳をしてはならない。浜の管理者が浜の中でビールやアルコール類を売るなど、まさに皆さん、もつてのほかと言わざるを得ないと思うわけであります。

海水浴条例第11条の規定によりまして、海水浴場の管理の委託を受けた公共的団体が市長の許可を受けて海水浴場の管理運営のために行う場合はこの限りではないという適用除外条例があります。しかし、公共的な団体とこのSOMAが言えるのかと、第1点の問題であります。言えたとしても、市長がその許可を出したのか、当然、海水浴条例の中には審議会等がございます。きっちり審議をして、その結果をもって許可を出さなければならないことは明らかであります。

許可も出していない。しかも海水浴場の管理のために、ビールやアルコールを売るというようなことが管理上必要などということは、皆さん、あり得ないではないかと思うわけであります。

お手元に資料を配らせていただきました。加藤 淳さんのこの資料によりますと、ハワイやフロリダ、オーストラリアにおきましても、浜でお酒を飲むこと、酒の瓶を開けて手に持ってもこれは禁止され、ある場合には罰金まで取られるという、こういう実態だと。健全、安全な海水浴場というのは、新宿の歌舞伎町のような事態を浜地の中で生じさせることではない、こう言っているわけであります。

次に、広域ごみ処理施設整備計画についてお尋ねをいたします。

広域ごみ処理施設整備基本計画と広域ごみ処理施設整備に関わるPFI等導入可能性業務調査は、書類として令和5年3月30日の議員に配付はされました。この計画書には、基本構想で想定されていなかった都市計画決定がどうして必要になったのか。そして、都市計画決定とはどういうもので、どのように決定がされていくのか。2年間の期間を見込んでおりますが、どうして2年間なのでしょう。建築基準法51条のこの規定は、構想の段階にも明らかであったかと思うわけでありますが、当局の説明は、現清掃センターは、地域は準工業地域内であり、都市計画上合理的で何ら都市計画上の問題はないと、こう説明をしまつたのではないのでしょうか。それがどうしてこんなことになるのか。開発申請とかその他の申請

許可というのは本当に必要ないのか。再度調査をする必要があろうかと思いますが、どのような見解なのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、工期の2年間の延長は何のために、どのように決定されたのでしょうか。

計画策定を委託しました委託先の業者であります日本環境衛生センターが提案し、決定したのでしょうか。その点を明らかにしてください。

基本計画において、焼却炉の建設は、まず現資源化施設、旧の焼却炉跡を令和7年、8年で解体し、建設工事は令和8年度から20%、9年度35%、10年度35%、11年度10%で完成をするということであります。焼却炉は5年、さらに資源化施設が3年がかりですということでございますので、計7年間もこの工事に関わるというわけであります。

鉄を主につくられたこの整備は、その間にさびてしまっただけで使い物にならない。7年間もこの建設事業にかかるなんていうことは、この事業は完成できないということを現に示しているのではないかと、私はこう判断をするわけであります。

令和2年3月、南伊豆地域におきます広域業務処理可能性検討資料によりますと、5社の見積りの結果、100億2,350万円でこの事業は実施するんだと。ところが、3月30日に出されたこの基本計画におきましては128億3,590万になると言っているわけであります。何でそうなるのかの根拠は、物価高だというだけの説明で、何ら具体的な説明は私には残念ながら理解できませんでした。

また、広域ごみ処理に係るPFI導入可能性業務、これは誰にやっていただいて誰がこの事業を実施するかということを決めている重要な書類であります。PFIという形で、具体的にはDBOという方式を取るんだということを既に決定をしているわけであります。

DBOというのは、施設の設計、建設、運営を民間事業者に一括発注をすると。施設整備は公設で、設計、建設は公共が建設業と請負契約で締結すると、その後、全て運営は業者に任せてしまう。いわゆる金は、市町村、公共が出すけども、その設計や、それをどう建設していくか、建設したものを誰が使うかということをして民間委託してしまおうという、こういう計画となっているわけであります。そしてその中で、DBO方式を採用するんだということを決定づけております。

そして、さらに問題なのは、4社からアンケートを取ったと。4社しかアンケートをくれなかったと。そのうちの1社を既に決定をせざるを得ないような状態になっているわけあります。なぜなら、彼らのこの書類の論理は、公設公営と比較してDBO方式がより有利なんだと。建設の運営も5%削減することができる。この5%をなぜ削減することができるか

という論証もしていない。結果として5%削減できるんだと。こういう具合に言っているわけではありますが。

4社のアンケートのうち1社のみが5%削減をする。A社というところで既にもう決定がされているような内容となっているわけであります。焼却の建設は95億1,951万7,000円、そして資源化施設は38億2,387万9,000円だ。合わせまして133億4,339万6,000円で建設をするとしているわけであります。まさに3年前に100億でやると、建設すると言っていましたこの事業は133億という数字に膨れ上がってまいっているわけであります。当局はまさに幾らで建設しようとしているのか。

そして、この資料によりますと、一部事務組合の仕事は次のように記されております。したがって、運營業者を監視、監督することだというわけであります。技術と運営の実務を知らない職員がどうして業者を管理、監督することなどできるのでしょうか。まさにこれは官製談合、こう言ってしかるべきであろうと思います。全てをコンサルタントや業者に任せ、そして、その金額を出しさえすればいいんだという、チェック機構も利かない、既にA社というところに論理上は委託せざるを得ないような実態になっているわけであります。

こういう実態の下で、まさに官製談合と言わざるを得ないと思いますし、この事業が、1市3町の市民やごみ処理のためではなく、業者のための事業である。国県から言われてきたこの計画に基づいて、市長の覚書、1市3町の首長の覚書によって進められてきている事業であるということが明らかではないかと思います。今こそ、この事業は見直すべき事業であります。

次に、南伊豆地域広域ごみ処理計画に関する閉会中の継続審査報告が令和5年3月議会で可決されておるわけであります。

その指摘事項は、延命化と新築した場合の比較をなさい。提示されておりません。2に、現在地と比較対象のメリット、デメリットを示せ。3として、ごみの減量化・資源化推進ロードマップを作成すること。作成されたんでしょうか。4点として、脱水汚泥の焼却処理について説明をせよと。脱水汚泥を再生の肥料として、土壌改良材として使っている今日、これをやめて燃やすなどとんでもないことではないかと思うわけであります。5点目として、資源化施設の先行整備及び容器包装プラスチックの処理について検討をするということが指摘をしているところでございます。

これらの指摘をどのように受け止め、どのように検討してきたのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、学校給食の無償化についてお尋ねいたします。

今日の物価高騰の折、学校給食を無償化することは、少子化対策であり、貧困対策、災害時の給食対策にもなり、何より学校における食育において意義あることであろうと思います。憲法は、義務教育は無償と言っております。国に実現を求める意味からも、下田市で実現すべきであります。どうして実行しないのか。

昨年8月から今年の3月までは、新型コロナウイルス感染症対象臨時交付金4,400万円ほどを使って実現をしております。河津町では既に引き続いて給食の無償化を実行していると聞いているわけですが、どうして下田市ではできないのか、お尋ねをしたいと思うわけがあります。

小学生725人、中学生416人、計1,141人。小学生の1食約260円、中学生310円。約6,000万円あれば実現ができるわけがあります。既に250を超える自治体を実施しております。学校給食は人件費や設備費の部分は税金で既に賄われております。食材費だけが保護者の負担となっているわけがあります。

文部科学省の調査によれば、学習費は学校にかかるものだけで、小学生が約10万円、中学生が17万円であります。小学校の給食平均は1か月休みに11か月、4万9,247円、中学では5万6,331円と文科省は言っているわけがあります。下田市は4万6,200円、中学校5万5,000円ですので、全国平均より安くなっているかと思えます。

全国の就学援助率は14.3%、つまり7人に1人が就学援助を受けているわけがあります。この点からも給食の無償化が必要であることは明らかではないでしょうか。

学童保育の夏休み中も給食はできないか、お尋ねをしたいと思います。

令和5年5月、小学校7校で686人在校生中161人が通年利用であります。23%の児童が利用していると。令和4年度の子供の出生数は66人でございます。かつて250人も生まれていたときから比べますと、まさに4分の1以下であります。したがって、1,141人の中学生は6年後には何人になるのかと。600人程度になってしまうのではないかと思うわけがあります。学校給食費の調理場の能力は1,200食からあるわけですから、これを半分にしてしまうということではなくて、このサービスを広げていくということが皆さん必要ではないかと思うわけがあります。

サービスの拡大・強化の検討が必要となってまいると思うわけですが、そういう点では、ぜひとも学童保育の夏休み中の給食等も、いろいろ手だては必要ですが、検討していただきたいと思うわけがあります。

次に、東京大学大学院農学生命科学研究so教授の鈴木宣弘さんって方が、世界で最初に飢えるのは日本、食の安全保障をどう守っていくのかと述べております。

子供たちを突破口としてゲノム編集トマトが普及した暁には、その特許料は英国のグローバル種子農薬企業に入るという安全性が確認できていないものを日本の子供たちを実験台にして浸透させ、ビジネスモデルだと言うのだ。こうした活動から子供たちを守り、食育の環境を整えるという意味でも、地元のおいしい有機作物を使った給食は子供たちへのまたとない食育となる。日本では格差の拡大が進み、子供の貧困問題が顕在化し、きちんと必要な食料を食べられない子供がいるという。今の給食単価位は、給食単価は。

失礼しました。拡大が進み、子供の貧困問題が顕在化していると。きちんと必要な給食が必要であると。いや、しかし、安過ぎて輸入品を使わざるを得ない。千葉県のかすみ市では、太田 洋市長の尽力によって、学校給食にも地元の有機栽培の米を使っている、通常1俵9,000円のところをかすみ市では1俵2万円で買い取っていると。これによって有機農業が一気に普及したと、こう記されているところであります。

そして、ローカルフード法及びフード条例の制定を呼びかけております。

地域の種からつくる循環型食料自給を目指す法律であります。例えば遺伝子操作されない安心できる地域の種苗を、種、苗を基に、有機あるいは環境に地域での種を取り、新種育成の支援、シードバンクの設立、学校給食に生かすローカルフード活用計画を策定し、地域自給率の向上を目指す予算の確保を提案しているところでございます。フード条例の提案について市長の所信をお尋ねいたします。

先ほど、今治市の条例が提案をしましたので、既にこういう条例をつくっている自治体もあるということを申し述べて、趣旨質問を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（中村 敦君） 質問者にお尋ねいたします。

ここで休憩したいと思います、よろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○議長（中村 敦君） 11時10分まで休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時10分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁をお願いします。

市長。

○市長（松木正一郎君） 私からは、質問の1番、白浜海水浴場における安全な運営について御答弁申し上げます。

条例違反事業者への取締りにつきましては、議員御指摘のとおり、私は、市長に就任する前から、そして就任以来、常に念頭に置いて、そして重要な課題として取り組んでいるところでございます。

といいましても私一人でできるわけではないものですから、もちろん市の当局は言うまでもなく、夏期対の原田支部さん、それから地域の皆さん、それから観光協会ですとか警察などの関連機関、こうしたところとしっかりと協議をしながら進めました。

したがって、一歩ずつでございますけれども、着実に進んでいるというふう感じております。今後も関係機関との連携を強化し、積極的に各種の対策を展開してまいります。

昨年、事件が発生しまして、議員お見込みのとおり大場一家の関連でございますけれども、この事件につきましては現在公判中でございますので、コメントについては差し控えさせていただきます。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦君） 副市長。

○副市長（飯田雅之君） 私から、所信表明というところもありますが、今年の夏期対の取組の予定をお伝え申し上げます。

白浜大浜海水浴場のさらなる健全化に向け、警察、夏期対各支部にお集まりいただき、協議を重ね、私就任前の令和5年3月の夏期海岸対策協議会臨時総会において、課題解決のための議会の設置ができるよう、会則の変更を行い、下田市夏期海岸暴力団等排除部会を設置し、第1回目の会議を6月30日に開催する予定でございます。

対策としましては、無許可営業を利用しないよう明記したチラシを、バスやタクシー、宿泊施設等へ掲示を実施する予定であります。また、原田区駐車場の入り口にパトカー待機場所を設置し、警察の協力の下、パトロール強化に努めてまいります。

今後につきましても、より効果的な対策に積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（中村 敦君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木豊仁君） それでは、私のほうからは、条例違反業者へのこれまでの

取組、原田 9 組の要望事項、一般社団法人白浜 O C E A N 管理機構についてお答え申し上げます。

これまでの取り組みとしましては、防犯カメラの設置、市職員によるパトロールや条例違反事業者への指示書による中止の指示を行い、昨年度からは、警備員による巡回により、条例違反行為や海水浴場のルールへの周知徹底を図るとともに、違反行為やルールを守らない人に対しては、個別に注意と改善措置を行っており、警察やライフセーバー等関係団体からも条例違反行為等が減少したと伺っております。

続きまして、原田 9 組の令和 4 年度要望事項に関する警備会社への業務委託の成果、海水浴場に必要の専門の人材育成と新たな制度づくり、海水浴条例の形骸化と警備担当総括者不在との指摘についてお答え申し上げます。

昨年度につきましては、神奈川県由比ガ浜等で、海岸警備の実績のある B O N D S グループに海水浴場の警備を委託し、条例違反行為や海水浴場のルールへの周知徹底を図るとともに、違反行為やルールを守らない方に対して個別に注意を行っております。

成果につきましては、警察やライフセーバー等関係団体からもルールや条例の違反行為が減少したと伺っており、浜地内での無届けの営業行為が抑制されたとともに、入れ墨の露出や騒音問題等についても一定の効果を上げることができたと考えております。

海水浴場管理に必要な人材としましては、救助、救護、啓蒙活動等につきましては、ライフセーバーに委託しております。また、ライフセーバーの育成につきましては、全国大会の誘致や下田ライフセービングクラブによる年間を通じての小学生から高校生を対象に育成事業等を行っていただいております。

警備につきましては、市職員によるパトロールや指示書の発出等の対策に加え、警備員による巡回を行っております。専門的人材による警備につきましては、警察官 O B の任用を検討した経過がございますが、人材確保は難しい状況にあります。健全で安全・安心な海水浴場の運営のためには、専門的人材は必要と考えておりますので、引き続き検討してまいります。

続きまして、一般社団法人白浜 O C E A N 管理機構の概要と、原田支部とする法的根拠についてお答え申し上げます。

一般社団法人白浜 O C E A N 管理機構、以下 S O M A につきましては、事務所を伊豆白浜観光協会に置き、目的は海岸の有効活用、海岸での社会貢献としております。代表理事には元市教育長の佐々木文夫氏、理事には令和 3 年度、4 年度の下田市夏期海岸対策協議会原田

支部長の酒井厚志氏、監事には原田区長、伊豆白浜観光協会長が就いております。

設立経緯につきましては、令和3年度、4年度の原田支部は、特定非営利法人海クラブ伊豆、原田区、伊豆白浜観光協会の3者共同により運営しておりましたが、目的、事業内容、予算等を明確化し、原田支部の運営をはじめ、年間を通じての海岸の有効利用等、社会貢献活動を行っていくため、当該法人の設立に至っております。

SOMAを原田支部とする法的根拠につきましては、下田市海水浴場に関する条例第11条において、海水浴場の管理の一部を公共的団体に委託することができる」と規定されております。当該団体につきましては、定款の目的や事業内容、予算等を精査し、地元の団体の代表者等が役員に就いていることから、公益性等を総合的に勘案し、条例第11条に該当する公共的団体と判断しております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私からは、広域ごみ処理施設整備基本計画について4点御質問をいただいておりますので、御回答を申し上げたいと思います。

まず、1点目の基本構想で想定されていなかった都市計画決定がどうして必要になったのか、計画決定とはどういうもので、どこでどのように決定されていくのでしょうかという御質問でございます。

まず、都市計画決定手続についてでございますけれども、今回の基本計画で施設の配置等の計画の精度が高まっていくことに伴いまして、今回スケジュールとして加えております。内容につきましては、県や市の関連部署との協議を実施しているところでございまして、まだ決定手続等の必要性も含めて確認中でございます。

続きまして、2点目で、工期の2年延長については何のためでどのような決定がされたのかという御質問でございます。

整備の目標年次につきましては、焼却施設が令和9年度から令和11年度の稼働開始へ、資源化施設については令和11年度から令和13年度の竣工、そして令和14年度稼働開始ということで、それぞれ2年ほど工期を見直いたしました。その要因としましては、これは3月、5月の報告会でも「廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について」という通知を資料として提示して御説明を申し上げましたが、建設工事に週休2日制の導入など働き方改革というものが内容として盛り込まれることを求められておりまして、それによりまして工期が長期化されることとなります。

またロシアのウクライナ侵略や円安等の社会情勢の変化を踏まえ、工期について見直しを行ったものでございます。

続きまして、3点目の令和元年度の実現可能性検討資料による5社の平均額100億2,350万円がどうして120億3,590万円になるのかという御質問でございます。

こちらにつきましても、先ほど御説明にありました資料に基づきまして、ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギーコストの上昇であるとか、あるいは昨今の社会情勢の変化に伴いまして、資機材費、人件費等が大きく上昇したということが要因でございます。

続きまして、4点目、閉会中の継続調査報告書で指摘された事項につきまして、5点、どのように検討をなされたかということでございます。

まず、施設の延命化につきましても、現焼却棟の耐力、耐力というのは耐える力ですね、構造計算によりまして耐力の検証作業を行いました。建設当初におきましては、当時の耐力や構造上の基準というものに沿って建設されておりますけれども、現在の基準に照らし合わせると、これが基準には見合わないような状況となっております。その結果、改修ではこれを解決するという事はできないというような結果となっております。

次に、脱水汚泥の処理につきましても、南豆衛生プラントにおきまして処理方式の検討、比較検討というものを現在進めております。

また、今後、下水道部門とバイオマス資源活用の可能性に関する検討を進めることとしているところでございます。

次に、資源化設備の先行整備についてですが、施設整備基本計画の施設整備方針に記載されてございますけれども、手順として焼却施設、処理が最も多い焼却処理のための施設と資源化施設、これを順次段階的に整備することで、整備期間中のごみ処理に支障が生じないような計画というふうになっているものでございます。

また、プラスチックごみの処理については、資源化施設において処理ラインを整備して資源化を進める計画としているところでございます。

それ以外の事項につきましても、今後、順次検討をしていくこととしております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 教育長。

○教育長（山田貞己君） 私のほうからは、給食費の無償化についてお話し申し上げたいと思います。

昨年度、本年3月の議会でも沢登議員のほうから給食の無償化につきまして御意見をいた

だいております。食育という観点でも、給食の意義をお話しさせていただきました。保護者負担軽減ですとか給食の大切さという面で非常に貴重な御意見をいただいたと思っております。

3月時点での永岡文科大臣は、給食が提供されている子供もいれば、お弁当対応で全く提供されていないという地域もあるということで、実態を把握しながら相当綿密な議論が必要だというふうに言っていました。県についても今のところ具体的な動きはないとこちらは受け止めております。

下田市としては、前回の議会でもお伝えしましたけれども、子育て家庭にとっては負担増を求めることにならないよう、各学校長、それからPTA会長で構成する学校給食審議会の御理解もいただきながら、令和5年度につきましては、子育て支援基金を活用して食材価格等の値上がりへの対応を行うということで、これまでどおり、現行の給食費の維持に努めているというところでございます。

給食費の無償化については、限られた財源もありますので、その中で子育て世代に対する支援策として最も効果的で優先すべきものを精査していく必要があるというふうに考えております。

夏休みの学童保育給食のサービス提供等につきましては、担当課長から申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐々木雅昭君） それでは、私からは、夏休み中の放課後児童クラブへの給食提供とローカルフード条例の関係についてお答え申し上げます。

まず、放課後児童クラブでございますが、放課後児童クラブは、保護者の就労等により昼間家庭にいない小学生を対象といたしまして、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えるために開設をしております。夏休み等の長期休暇中には午前8時30分から午後5時30分まで開所しておりますけれども、利用に当たりますとは、保育料やお弁当の持参を保護者をお願いするといった受益者負担を原則としております。

また、放課後児童クラブで給食を提供しようとした場合、夏休み期間中であれば、その期間中の調理や配送等に係る人材や施設の確保、さらには受入れ施設、受入れ側の施設の準備などが必要となりますことから課題が多く、現時点では現実的ではないというふうに考えております。

次に、ローカルフード条例の検討をということでございますけれども、地産地消といった

意味におきましては、令和5年度、下田市の学校給食賄い材料費につきましては、通常食材とは別に地産地消分といたしまして400万円確保し、ふるさと応援寄附金を利用いたしまして地域の食材を取り扱うようにしております。農産物直売所や漁協をはじめ、地域食材を取り扱います地元企業より食材を仕入れて給食に提供しており、今後も幅広い地域食材を学校給食に取り入れてまいりたいと考えております。

議員御指摘のローカルフード法案ですとかローカルフード条例の検討につきましては、今後、国会におけます法整備の動向ですとか先進自治体の取組を研究してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 海水浴条例から頼みますが、これは、ごめんなさい、先ほど大場一家をオオバと表現したようで、間違いですので、これは市長が言うようにダイバー家ということでございますので、訂正をさせていただきます。

やはり夏期対の支部長を昨年やられた酒井さんが威力業務妨害ということで告訴をして公判中だと、こういうことであります。しかし、根本のところはそこにあるのではなくて、具体的にはリバイバルやドルフィンという業者を使ってみかじめ料を取っているという、こういうことが明らかになってきているわけですので、ぜひともこれは法的な措置も取らなければならないと思うわけです。ここについての所信や見解が全く市長及び副市長からもいただいておりますので、そういう検討をするのかしないのか、ぜひ検討していただきたいと思いますが、再度お尋ねをしたいと思うわけであります。

そして、中止の指示や等々をしましても、具体的に条例で定められております違法の実態というのは、先ほど配りました写真からいっても何ら変わっていないわけです。道路上にはパラソルやボンボンベッドを置いて、浜の中に置いて、このような軽トラで実施をしているというこの実態は少しも3年前あるいは4年前と変わっていないという状況ではないかと思うんですが、これをもってBONDSの効果があったとか、大分、違法業者の取締りが進んでるんだと、こういう評価を観光課長はされているようでありますが、私の見るところ、佐々木議員がいればこの質問をしたかったんじゃないかと思うんですが、佐々木清和議員提供のこの資料によれば、全く変わっていないという実態が明らかではないかと思うんですが、その辺はどうなのかと。

やはり違法業者をきっちり取り締まっていくと、浜から排除していくという、この観点

がどうして取れないのかと。人材がないから駄目なんだと。県警の、下田署の所長さんが顧問にもなっているわけですので、そういう体制がどうして副市長、取れないのかと。排除をしようと。

やはり、加藤 淳さんって人からの援助もいただいて、そこに書いてあるわけですけども、外国の例を出してるわけですが、この方はこのライフセーバーという、そういうことだけではなくて浜全体の管理をすると、警備もするというような形が諸外国ではなされていると。州立ですので、下田の自治体との比較というのは単純にはいかないとは思いますが。

そういう形で、浜の管理をする職員を事務職だけで充てて、それで体制が取れるなんてことにはならないわけです。夏期対の中でライフセーバーを雇っておりますように、やはり市としても、浜の管理ができるような方々をきっちりと市の職員として雇って排除をしていくという、この体制をつくらなくてこの問題が解決できるなんてことはあり得ないわけです。私はそう思いますが、どう考えるのかと。

それから、先ほどSOMAですか、ソーマとかというような言い方で表現されておりましたけども、これは全く個人的な組織ではないでしょうか。私はそう思うわけです。

かつて白浜観光協会の宝田さんが区長になって、区長として・・・今度の佐々木さんって方は、区長としての仕事はやるけども、浜のほうの管理はできませんよと、こういう経過を踏んでるわけですので。それは、やはりそういう意味では、区長として浜の管理もするという、こういう人が出てくるんだと、こういう想定をしないほうがおかしいんじゃないかと思えます。

一般財団法人の中には、私の持つてる資料の中では、議長である中村さんが理事長に名前を連ねておりました。先ほどの報告の中では中村さんの名前はなと、こういう具合になっていようかと思えますが、設立法人のこの資料を見ますと中村議員の名前が出ていたと。これは、兼業禁止、議員の兼業禁止に当たるので問題だと、こういうことを申し上げました。したがって、辞退をされたのかもしれませんが、その経緯はどうなっているのかと、明らかにしていただきたいと思うわけでありませう。

そして、令和3年、4年の浜地の中で、支部、SOMAで、SOMAと言ったらいいんでしょうか、支部と言ったらいいんでしょうか、営業をすると、ビールまで売ると、こういうようなことは、誰があっても、条例に照らしてもおかしいんですから。

夏期対の本部というんでしょうか、事務局としてきっちりそういうことは訂正をさせるということが必要ではないかと思えますが、これらの答弁は全くいただけていないと。それと

も、そんなものは問題ないんだと、これで進むんだと、こういうことなのか、明らかにしていただきたいと思います。

順番に質問していきたいと思いますので、とりあえず海水浴場の問題についてお伺いします。

○議長（中村 敦君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木豊仁君） それでは、私のほうから順にちょっとお答えさせていただきます。

まず、昨年の威力業務妨害事件、昨年の事件を受けての公判につきまして、法的措置の検討につきましては、現在も公判中であるため、コメントはしませんが、申し訳ございませんが、差し控えさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○観光交流課長（佐々木豊仁君） はい。

〔発言する者あり〕

○観光交流課長（佐々木豊仁君） 中止の指示を出しても実態は変わらないということでございますけれども、昨年の威力業務妨害事件を受け、警察とも連携しながら、複数回にわたり協議を重ね、下田市夏期海岸暴力団排除対策部会等を設置するに至っております。

今後の活動につきましては、オフィシャルのレンタル利用を促す注意喚起のチラシを、バス、タクシー、宿泊施設等の掲示や、海岸にのぼり等の掲示による広報、また原田区駐車場入り口にパトカーの待機場所を設置し、警察によるパトカーのパトロール強化を努めます。

また部会には、下田警察署から署長を顧問とし、地域課長、刑事課長、交通課長、生活安全課長が部会員となっていることから、様々な観点から御助言をいただき、効果的な対策を今後講じてまいりたいと考えております。

続きまして、ライフガード、浜の管理をする職員、人材の確保についてですけれども、先ほど答弁したとおり、過去にも警察等に警察OBの任用を検討した経過がございますが、人材の確保は難しい状況でありました。現在の警察とも協力関係が非常に密になっておりますので、今後の警察等にも引き続き依頼をしながら検討していきたいと考えております。

続きまして、SOMAが個人的な組織ということでございますけれども、SOMAにつきましては、公共的団体として定款の目的や事業内容、会計、組織、地元区等の関連性など、その公益性を勘案して総合的に判断しております。また、弁護士、顧問弁護士にも相談したところ、公共的団体に当たると見てよいとの回答を得ております。

中村市議が設立理事となっている件でございますけれども、現在は既に辞めているとの報告を受けております。

[発言する者あり]

○観光交流課長（佐々木豊仁君） 5月の26日の総会において辞任をしているとの報告を受けております。

続きまして、令和3年度、4年度に任意団体として営業しているという関係でございますけれども、浜地内での営業行為につきましては、下田市海水浴場条例に関する条例施行規則第5条の規定により、許可しております。昨年度につきましても、原田支部から許可申請書を提出され、許可書を交付しております。他の支部につきましても同様の対応をしております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 質問したことにきっちり答えていただきたいと。

当市として、下田市として裁判を起こす必要があるんじゃないかと、そういう検討をしてほしいということを言ってるわけです。酒井さんの裁判のことを言ってるんじゃないんです。

それから、許可証を出したというのであれば、その許可証をいつ出したのか、後ほどその許可証を提出してください。

そして、この実態から言いますように、ちっちゃな小屋を持ってきて、浜の中で、ラムネだけではなく、ビールや食べるものも提供しているわけです。当然、保健所の許可等も必要になってくる。こういう商売を浜地内でやってるわけです。そういう許可証をきっちり事務局として管理して許可をしているのかどうなのか、併せてこの点はお尋ねしたい。

どう考えても、今の常識的に考えても、この条例上から考えても、浜地内でアルコールを売って利益を上げると、そのことが暴力団の排除につながるんだというのは、こういう論理はきっちりと駄目だと。やはり不法営業者を浜地から排除をしていくんだと、この姿勢を当局に求めたいと思いますが、こういう姿勢は全く今年度も取ろうとしてないのかと。BONDSがそういう対応ができる団体ではないという、条例上からいっても職員じゃないわけですから。その点について、副市長はどのようにお考えで、どのようにしてこの浜地から暴力団を排除しようという方向の指導をされようとしているのか、お尋ねしたいと思います。ぜひともそういう方向で御検討いただきたいという要望を兼ねて、御質問いたします。

○議長（中村 敦君） 副市長。

○副市長（飯田雅之君） 議員のほうから御指摘いただいた件でございますけれども、まさしく海水浴場の安全・安心を実効性高く進めるために、先ほど御説明しましたとおり、私就任前でございますが、3月の臨時会の中で対策部会を立ち上げるということになっておりまして、6月30日にまず第1回目の会合があります。

そこにはこれまで連携を取ってくださった関係者の皆様が御参画いただいて、特に警察などから、通り一遍の話ではなくて、現地においての毅然とした態度であるとか、そういった部分もきちんとコーチングを受けるようなところも、テーブルで集まってしゃんしゃんということだけではなくて、いろんな指導を賜りたいというのを部会長の私からもお願いを申し上げて、また今後の活動のほうにつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） よろしくお願いをしたいと思います。

それで、そういう意味では、原田9組の加藤 淳さん等の御意見は、海水浴条例で取り締まるというような事態ではないんではないかと。白浜原田の夜間の状況というのは、アルコールを飲んで大きな声を出してる、あるいは花火を上げると、こういうことですので、住民の生活圏を保護する、そういう意味での規制といいますか、条例が必要ではないのかと、海水浴条例で全てこれらのものを規制するというようなことは到底できないんではないかと、こういう指摘をしているわけですけども、これらについては全く御答弁をいただいていないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、住民の生活圏を保護する規制等についてお答えいたします。

下田市では、庁内検討プロジェクトチームをつくりまして、観光交流課だけでなく、建設課、防災安全課、教育委員会等で委員会を立ち上げておりまして、そこにおいて、白浜だけでなく、市内の海水浴場及びその地域の周辺の課題について検討し、対応策を検討しております。

引き続き、それらの案件につきまして検討して、また今後そういった規制等にどのような形がいいかを引き続き議論してまいります。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 次の広域ごみ処理問題に移りますが、建築基準法51条に基づいて建築確認が必要だと、その1項があるわけですね。

そして、それについて、2年間のスケジュール表の中では、2年間、この許可を得るために必要だと、こういう具合に言っていようかと思いますが、担当課長の答弁ですと、今協議中で何がどうなってるのか分からないみたいな御答弁をいただいているわけでありますが、これは当然、上に中学校や認定こども園があると。そういう施設と焼却場の施設がマッチしてるのかどうなのかと、都市計画上問題があるのかなのかと、こういうことが審議されるということになろうかと思うわけです。

当局は、先ほども言いましたようにずっと都市計画法上の問題点はないんだと。まさに僕に言わせれば、議会ですら言ってきたんじゃないのかと。そして、基本計画になったら突然、この都市計画法上の決定が必要だと言ってきたと。そして、それがなぜ必要なのかも今、県や担当者に問合せ中で詳細は分からないと。こんなことで事業を進めていいのかという具合に思うわけです。

私の見解から言えば、それは当然、下田市の都市計画であろうかと思いますが、事業主体は1市3町が実施をするという、こういう仕組みになるわけですので、大変複雑な都市計画法上の決定を得なければならないと。当然、下田市の都市計画審議会の決定も必要かと思いますが、県の審議会の決定が必要だと、こういうことになろうかと思うんです。

実態的にこの計画が御破算になる可能性というのはないのかと。場所が悪いよという結論を市民が大きな声をさらに上げていったらどうなるのかと、どう考えているのかということをお尋ねしたいと。

それから、生活環境影響調査がやがて出されようかと思いますが、生活環境影響調査は4年、5年で、今年度で進めてきて結論が出るわけですが、この予算は下田市が実施をしてきたわけではないかと思いますが。1市3町のこの組織というのはまだ出来上がっていないわけですから、下田市が各町から負担金を頂いて、下田市がこの事業を実施すると、こういう形になっていようかと思いますが、この生活環境影響調査の意見書を一部事務組合のほうでやるだというようなことが議決されておりますが、下田市との関係はどうなるのかと、これらの点も全く御説明をいただけていないと思います。

100億が約128億になるという説明もしましたけども、一番の肝心のところは、PFI等の導入可能性のこの文書だと思うわけです。全て民間に委託してしまうと。その文書は133億円だと、こう言ってるわけです。どうして128億円、133億円のこの大変な数字の違いが出

てくるのかと。

課長は、ウクライナの戦争があったり、この週休2日制の実態、働き方改革のせいだと、こう言うておりますが、これはまさに取ってつけたような理由であって、この事業を7年間かけてやろうと。しかもまだ都市計画のこの計画の内容も取れていないと。

○議長（中村 敦君） 残り5分です。

○12番（沢登英信君） あるいは、ほかの許可も必要になってくるのではないかと思います、全く答弁をいただけていないです。質問したことの答弁をまずいただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） まず、都市計画についての御質問ですけれども、今、議員が御指摘いただいたように、関連部署、関連法令を含めまして非常に複雑な手続が想定される可能性もあるということで、現在、関係機関と共に調整をしているところでございます。

それから、生活環境影響調査につきましては、下田市一部事務組合が設立前ということで、御承知のとおり、市の、下田市の予算で措置をいたしまして、1市3町で負担金を頂きまして実施をしているところでございます。

それから、PFI調査についての御指摘があつて、ちょっとすみません、133億というのの根拠、私分らないんですけれども、PFIの可能性調査、また御覧いただきたいと思いますけれども、PFIの調査の中で、公設公営から含めまして公設民営、それからDBO、PFI、いわゆる本当の意味でのPFI方式というような各方式のスキームをそれぞれ検討していく中で、結論としてDBO方式が最も今回の事業に適しているというような結論に至っております。

DBO方式というのは、長所としましては、一つの事業体にいわゆる設計と建設、それから運営を委託するというような方式でございますので、その1社が責任を持って、自らのノウハウを設計、それから施工に生かして運用していくところが大きなメリットというふうに言われております。

それから、短所としましては、DBO方式ですと、一部事務組合等の事業体を設立しなければならないであるとか、これ、いわゆる公共が資金を調達して所有するということとなりますので、いわゆる民間の本当の意味でのPFI方式と比較しても大胆なコストカットというのは実は難しいというようなところもデメリットとしてはあるところでございます。

そういった中で、DBO方式が最も適した例ということで調査としては結論がつきまして、それでもって今後、DBO方式を基本ということで進めようということで事業のほうは進ん

でいるところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松木正一郎君） せっかくの御質問ですので、市長としてどういうふう考えてるかということについてちょっと補足したいと思います。

今、課長が申しあげましたように、都市計画決定につきましては、必要に応じてやるということになります。

まずは、この計画をしっかりと詰めることが必要で、この計画を詰めるその過程の一つとして環境に対する影響を今調べているわけです。こうしたものが整って初めて計画の内容が一つずつ明らかになると。処理量は幾らぐらいになるのか。バッファゾーンと呼びますけれども、緩衝地帯をどういうふう置くのか。

これまで下田の、昔の下田のまちの谷筋に引っ込んだ奥のほうにごみ焼却場をもともと建てたわけですね。それが昭和だったと思うんですけども、やがて、その後、改築も、改築というのでしょうか、中の施設を更新したりしています。その上のほうの敷根のエリアにその後、開発がなされ、小学校、中学校の移転だとか、こども園と、ここに今できています。このとき、恐らくごみ焼却場の上だからという議論が一部にはあったんだろうと私は推測します。それでも大丈夫だろうというふうに判断して建設がなされたというふうに感じています。

そういったところで、今度は規模を、弱小市町村がみんな集まって現在の規模並みにしようという、言ってみればリサイクルの推進を図って、それで現況よりもひどいようにしない、しかも施設を更新して全く新しい環境にいい性能のものをつくろうとしているわけでございます。

ごみ処理というのは、自治体としては、本当はかなり難しい問題ですので、一般にですよ、一般論としては先送りするということがよくあるんですが、私どもはもうここは逃げずに、むしろ攻めの姿勢で、環境改善するぐらい、あるいは景観もよくする、そういった意識で取り組んでおります。

今の暮らしの質をなるべく落とさないで環境面はしっかりする、かつコストダウンを図るという非常に困難なこの問題に広域的に取り組むというのが現在の姿勢です。こうした姿勢は、現在、世界を、世界中で行われていますSDGsの思想と通底しているというふうに私は思います。

従来型の大量生産、大量消費、そして大量廃棄のような、そういう時代から私たちは脱却

して新しい時代を切り開かなきゃならない、このために職員一同、さらにはほかのまちとも協力し合って、知恵を出し合っているところでございます。

議員の様々な知識がございましたらまた頂戴したいと思いますので、今後もよろしく願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 市長からいただきましたけども、それぞれ必要に応じて検討をしていくということではなくて、既に都市計画決定につきましては、建築基準法51条において、確認をしなければ、建築確認をしなければならない事項として法的に定められているんです。にもかかわらず、それを実施していないと。しかも、基本構想においてはそういう必要はないんだと当局は言ってきたということであります。

それから、全く今、市長が進めております1市3町のこの事業はSDGsにふさわしくない。ごみを燃やすという方向は世界の方向ではございません。日本の方向でもない。ごみを燃やさないで処理するという方向に今大きくかじを切ろうとしているときに、133億ものこのお金がどこから出てきたか分かんないという課長の答弁ですが、先ほど提出したPFI等導入可能性の資料の中に、後ろから3ページぐらいぱぱっと開いてみてください。そこに数字がちゃんと書いてあります。その資料も読んでなくて、133億がどこから出てきた、これではちょっとおぼつかないというか、事業をやめたほうがいいんじゃないですか、こんな事業。検討もされていない、SDGsにも反すると。

そして、7年間でつくって何年稼働するんだと。20年しか稼働しないという、こういう論理展開ではないですか。133億かけて20年であれば、6億6,000万円以上の金を年間消費すると、建設するだけで。そして、焼却炉を運転するのに毎年6億ずつ金をかけると。12億もかけてきているわけです、1年間に、新築するのは。

それは、下田市が全部持つわけじゃないよ、1市3町で持つんですよと。4で割ったところで約半分近くを下田市が負担するということになれば、現在4億円程度で済んでいるごみ処理費は、6億を超える費用を毎年々、20年間で、しかも7年間かけて20年間しか使えない資料をつくるなんてとんでもない計画を発表してるんですよ、市長。そんなことは分かっているんでしょうか。

それで、更新が利かないんだ、改築が利かないんだということを先ほど言いましたけども、確かに奥屋、建物は41年ですか、たってますので、ひび割れ等々してますが、中の機械は15

年しかたっていないわけですから、それが更新できないなんてことがあるはずがない。建物が古ければ、建物の奥屋を1億円も出せば十分できるわけですから、改築をして、今後10年間、今のものを使ってごみを燃やさない方式を実現していくということが必要ではないでしょうか。

既に2年間延長しているわけですから、具体的には11年までは何らかの形で今の焼却炉を使うということですよ。当局は長くても30年と、こう言ってますが、今の当局の計画からいきましても今の炉を45年近く使うんだということを自ら言ってるわけです。にもかかわらず、改築はできないなんて。使えないものを5年間も長い間使うという、こういう訳の分からない答弁を当局は、市長、してるんですよ。

○議長（中村 敦君） 残り1分ですので、まとめてください。

○12番（沢登英信君） こういうことから言えば、これはもう一度きっちりと考え直す必要があろうかと思いますが、市長の見解を再度、市長にお尋ねをしたいと思います。管理者である市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松木正一郎君） ちょっと話がそれますけれども、過去、道路が日本は十分じゃなかったんで、道路整備というのを特定財源で一生懸命やっていました。町なかも一生懸命道路を広げたりなんかしていたんです。それが例えば静岡市の駅前の西武とか伊勢丹ですとか呉服町とか、そういったところに車がどんどんあふれてしまって、気がつかなかったけど、駐車場がないと、こういうふうなことになったんですね。車が増えたら当然駐車場が必要になります。その道路法に対して駐車場法というのは著しく遅れて制定されたわけなんです。

私、その当時に県庁の都市計画課におりまして、これの担当になって、駐車場をいかに各都市で整備していくのかと、道路整備というだけではないんだといったことをやった思い出があります。記憶があります。

ごみも、私たちの生活の中でどうしても発生するものです。それをどこまで抑制するのか、どうしてリサイクルするのか、それで燃やすごみはどうするのかと。これは、もう徹底的に減らそうということで現在の施設規模と同様に、1市3町になっても同じレベルまで落とそうということでみんなで工夫をしてきたわけです。

こうなりますと、ごみを持ち込められる量というのはこれまでとほとんど同じというふうを考えているんですけども、その袋にも、今、燃えるごみと書いてあるんですけど、これはよそのまちで先進的なところでは、燃やすしかないごみ袋と、こういうふうに書いてあるそ

うです。私たちは、こういうふうにしてその意識を変えて、暮らしを変えてSDGsのまちを目指すと、こういうふうなことを申し上げています。

施設規模を、したがって、小さくすることができて、学校とちょっと似てるかもしれないんですが、私たちは工夫をすることで、二酸化炭素の量をとにかく抑えようと、そういうふうなことを、広域的に今チャレンジしてるところでございますので、その辺についてぜひ御理解を頂戴したいと思います。

以上でございます。

[発言する者あり]

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 生活環境影響調査につきましては、夏、ちょっと時期的なものでは明言できませんけれども、説明会、それから縦覧等の手続が組合において行われる予定です。

以上です。

[発言する者あり]

○議長（中村 敦君） 答弁漏れございましたら、答弁漏れとして指摘してください。

[発言する者あり]

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） ただいま申し上げたとおり、組合のほうにおいてそういったもろもろの手続が行われます。当然、下田市も含めてほかの3町についても協力体制は敷いていくというようなことでございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。15秒です。

○12番（沢登英信君） 15秒。

この事業を、市長、進めていきますと、これは私の見解ですとまさに官製談合です。市長の手が後ろに回るといって、こういう事件に発展をしていく可能性を十分に持っているわけです。その点を十分審査、吟味して、このような進め方でいいのかどうなのか、きっちりと検討していただいて、終わりたいと思います。見解があればお答えください。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松木正一郎君） せんだって行われました一部事務組合の議会、これ、沢登議員もちょっと出たり入ったりあったかもしれないんですが、そこで議論があったんですけども、アドバイザー会議をやってその第三者の視点を入れよう。これによって事業者選定をしつ

かりと透明な、そして公正なものにしようというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） これをもって、12番 沢登英信君の一般質問を終わります。

ここで1時0分まで休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次は、質問順位2番、1つ、南伊豆地域広域ごみ処理計画の理念を問う～「プラスチック世紀」を終わらせるために～、2つ、公民館廃止後の活用について～少子高齢化社会を豊かに生き抜くために～、以上2件について。

5番 長友くに君。

〔5番 長友くに君登壇〕

○5番（長友くに君） 5番、緑のしもだの長友くにでございます。議長の通告に従い、順次趣旨質問をさせていただきます。

その前に、ちょっとだけ御報告をしたいと思います。

おととい、南伊豆の広域ごみ処理センターの一部事務組合、南伊豆地域清掃施設組合という議会の会議がございました。私、前回、顔合わせのときにこういう問題点を列挙したチラシをお配りしてありましたので、会議の始まる前に皆さんに対してこれをお見せして、これが今の現状のごみ焼却施設です。これに対してどういう施設ができるのかという設計図、これは広域ごみ処理計画の基本構想の中に添付されていたものと同じものでございます。これを議員の皆さんにお見せして、これ、つくれますか。まず議会が始まる前に、初めての第1回の議会なので、ごみ焼却場をつくることに正当性はあるのかどうかということを議論したほうがいいんじゃないですか。職員の方の育児休暇がどうのとか、介護休暇がどうのとか、予算がどうのとかという、そういうことを話す前に、ごみ焼却場建設が本当にできるのかどうかということを話し合ったほうがいいんじゃないでしょうかとお話ししたんですが、これを見たことがあるとおっしゃった方はお一人もいらっしゃいませんでした。

つまり今ここにある瓶・缶などの資源ごみをこの崖のところに持って行って、ここにこういう1市3町のごみ焼却施設をつくらうというわけです。

今、現状のごみ焼却施設はそのまま使いながら建設する。つまりパッカー車とかがたくさん行き交う、その中に工事車両も行き交う、異常な混乱が起きるんじゃないかということをお話しして、まずその議論から始めるべきじゃないかと言いましたけれども、皆さんはそれをよしとされませんでした。そして、議事に従って粛々と進んで、御異議ございませんかと、異議ありと言っても賛成多数で可決されましたという議事が次々に行われていきました。

そして、何より問題であると思いましたが、予算です。事業者選定アドバイザー業務委託料、令和5年度から令和7年度まで事業予定額3,300万円の範囲内で事業者選定アドバイザー業務を委託する旨の契約を令和5年度において締結し、令和5年度予算計上額825万円を超える金額2,475万円については令和6年度以降において支払う。

松本市長さんは、度々環境アセス、先ほどから出ております生活環境影響調査の結果を見てごみ焼却施設を進めるとおっしゃっていましたが、既にアドバイザー、つまりアドバイスをする人に対して支払う予算を執行するつもり、つまりもう出来レースでどんどん進めちゃうよということじゃないですか。これは、市民に対する一つの裏切りではないかと思えます。

つまりアドバイスをする方は、プラントの建設に関わる専門知識が必要だからプラントに関係する人だというような意味のことをおっしゃいましたけれども、それって何かプラントの建設業者と仲間内で決めちゃうようなふうに私には届いたわけですね。

こういうことでどんどん進んでいってしまっているのかどうかということ、ごみ焼却場については進んでいますよということを御報告させていただきます。

そして、質問に入ります。

皆さん御承知のように、須崎の恵比寿島とか、それから柿崎の弁天島、こういうところには見事な地層が見られるということは御承知のことだと思います。

今、私たちの住んでいる時代は、プラスチック世紀と呼ばれるということが、例えば斎藤幸平さんの「ゼロからの『資本論』」でしたっけ、そういう本の中にも出てまいります。

2020年に私の住んでおります外浦でプラスチックごみの調査が行われた。どのぐらいあるかという調査が行われたら、非常に高い数値が示されたという下田市教育委員会の報告書があります。このように、プラスチックごみというのは、例えば有機物なら細菌によって分解されて栄養分になっていく、そういうことがあります、プラスチックごみは分解されることなく、ただ細かく、細かくなってマイクロプラスチックとなり、魚とか貝類の中に取り込まれて、それを摂取する人間の体にも入っていき、そして体の中で免疫機能が働いてプラス

チックごみを攻撃するために炎症が起こる、こういうようなことが研究の結果、言われております。そして、プラスチックのマイクロプラスチックが降り積もった、そういう地層が今の瞬間もつくられているということです。このように、1955年、20世紀の半ば頃から始まったプラスチック世紀は、今後ますます災いをもたらしながら広がっていくんじゃないかと想像されます。

こういう時代にあって、プラスチックごみ、分解するのではなく、消滅させるためには燃やすしかない、燃やすとダイオキシンという猛毒が出るという、こういうプラスチックごみを出さないような、そういう暮らし方を私たち市民はこれから打ち立てていかなければならないんじゃないかと思えます。

あと、今、生ごみの問題がさっきも沢登さんの質問にもありましたけれども、水分の多い生ごみ、今、下田のごみの20%ほどを占めていますが、これを燃すためにはドラム缶1本ほどの重油と、それからプラスチックごみの熱が必要ということが言われています。こういう生ごみをいかに少なくして、そして先ほどもお話がありました、有機農業に回していくか、今、下田市はキエーロという生ごみの堆肥化の器具というか、そういうものを無料で配布して実験をしようとしています。キエーロで作られた肥料をどのようにして循環させていくのか、肥料にただけで終わりにしてしまっただけではどうしようもないので、これをきちんと農業につなげていく、これが今後の食料の安全保障のためにも必要なことではないかと思えます。

それに対して、今進められております広域ごみ処理センターというものは、生ごみを燃してしまう、生ごみだけではなく、プラスチックごみも燃し、そして汚泥まで700トンとか750トンとか燃してしまうという、こういう今の時代の必要に逆らうような、そういう計画が立てられているのではないかと思えます。

こういうようなことでは、今お話にありましたような6年後とか8年後にごみ焼却施設ができたときに日本は果たしてどのような時代を迎えているのか。つくったはいいいけれども、もう全く必要のない施設になりかねないという、そういう危惧も考えられるのではないのでしょうか。

おまけに、他の町から1時間もかけて、1時間以上もかけて運び込むということが正当性を持つのかどうか、この下田でやるべきことなのかどうか、ごみ焼却施設についての基本的な構想を改めてお伺いしたいと思います。

南伊豆とか松崎の方、議員さんも来てましたけれども、やれやれ、これから1時間もかけて帰んなきゃなんねえんだよ、選挙だっていうのにとかと怒っておられましたけれども、パ

ッカー車は公の費用で賄うからいいけれども、普通の事業者は、これ、毎日、毎日、生ごみを下田まで運んでいく、そういう費用を賄い切れるのかどうか、今後の始まってから、あぁしまったと思うような、そういう計画が行われるということに対して大きな疑問を抱かざるを得ません。

生ごみは燃すのではなく、食料の生産性を上げる、プラスチックごみはできるだけプラスチックを使わない生活というものを新たに始め、そしてごみは燃やすのではなく、再生する、そういう方向に持っていくべきではないかと思います。

そんなことできるかとお思いになる方もいらっしゃるかもしれませんが、ここにいい例があります。京都という古都、人口も多いし、そして観光客も非常に多いという、こういうところで22年間連続でごみの減量に成功しております。ですから、この下田市でごみを減らすということが不可能であるということはないと思います。

京都市では、買った食材を使い切る使い切り、食べ残しをしない食べ切り、ごみを出す前に水を切る水切り、この3つの切りを合い言葉に生ごみを減量する生ごみ3キリ運動を推進しているということです。下田市もこういう掛け声をつくって、生ごみを減らし、キエーロを大きく普及させて農業につなげていく、そういう骨太の指針が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

もう決まったことだといって放置するのではなく、本当にこの施設が必要なのかどうかをもう一度考え直していただければと思って質問する次第です。

もう一つは、今、少子高齢化社会ということが言われておりますが、少子高齢化社会を豊かに生き抜くためには何が必要かということを考えてみました。

一つにおいては、共感力。現代社会は、グローバルな開かれた社会と思い込んでいますが、一方で閉鎖的な孤立した生活を送っている人も多いと思います。自分の価値観をかたくなに守り、人のことに無関心だったり、寛容さを欠いて非難したりする人もいます。これからお互いに支え合って生きていかなければならない社会には、相手のことを思いやり、その思考や行動を想像する力が求められるのではないのでしょうか。それを私は共感力と呼びたいと思います。

そして、もう一つ、下田にも他の地域から移住してくる方、あるいは外国から移住してくる方が増えております。私の住んでおります外浦にもイギリス人、アメリカ人、オーストラリア人などが次々に空き家を買って引っ越してきております。こういう人たち、日本のほかの地域の人や、そして外国の人とも仲よく暮らしていく共生力、共に生きていく力というも

のが世代間や価値観の違いを乗り越えて、共に生きていくために必要になってくるのではないかと思います。

そして、もう一つは、共働（協同）力。共に働く、あるいは何かを共同して成し遂げるといふ力が必要になってくるんじゃないでしょうか。少子高齢化の時代には、以前なら村の中で簡単に行えていたものが難しくなるというようなことが度々起こっています。例えばお祭りで若者が少なくなって神社の階段を神輿が下りられないから今年も祭りは中止だねと、そういうことが外浦でも言われているんですけども、こういうときに全市で人手不足の状況を、若い人に声かけたりして一緒に働くという、そういう人と人とのつながりをつくっていくことが必要になってくるんじゃないかと思います。

そこで問題になってくるのは、そういった場合にどういうところに人々が集まってそういう計画を練るんだろうかということです。

私、今朝になったんですけども、下田市に公民館が今までに幾つぐらいあったのかという資料を教育委員会に出していただきました。というのは、稲生沢公民館と朝日公民館、今多くの人が使って便利にお互いに仲よくしたり、囲碁や将棋を楽しんだり、詩吟をやったり、コーラスをやったりという、そういうようなことが行われている、そういう公民館が来年の3月で廃止になるということを知っていて、それじゃあ今までに下田には幾つぐらい公民館があり、それがいつ廃止されたのかということに疑問を持ちました。

まず、中央公民館、これは存続されるようですが、本郷公民館、令和3年に解体、中公民館、令和2年に解体されて集会所が新設されている、そして須原公民館は平成25年に解体されている、八木山公民館も地元区へ譲渡されている、稲梓公民館、椎原公民館は解体されている、北湯ヶ野公民館は地元へ譲渡、加増野公民館はポーレポーレになったわけですが、これも立ち行かなくなっていると聞いています。落合公民館、地元区へ譲渡、田牛公民館、青少年海の家として建物は存続している、白浜板戸の公民館は地元区へ譲渡されていると、こういうように、これが存続していれば地域住民の集まりの核として役に立っていたであろう公民館が次々に閉鎖され、解体されていっているわけです。

この理由というか、なぜこういうことが起こったのかについては、私は今回は調べ切れませんでしたけれども、もう一度公民館の役割を見直して、そして人々の集まる地域の活性化をつくる、そういう源となっていくような方策は考えられないのかどうかということを当局にお伺いしたいと思います。

以上、質問の趣旨はこれで終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（中村 敦君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎君） 2点の御質問につきまして、それぞれ私のほうから、自分としてのお話を、骨格的なところを御答弁いたしまして、後に担当課長がお答えいたします。

まず、プラスチック世紀という言葉は、すみません、私は寡聞にして聞いたことがないんですが、ひょっとしてこれは固有名詞というんでしょうか、単語として存在するんですか。

〔発言する者あり〕

○市長（松木正一郎君） ネットに、そうですか、あったんですね。そうですか。分かりました。

〔発言する者あり〕

○市長（松木正一郎君） 分かりました。

私どもとして、リサイクルとか、あるいはゼロカーボンみたいな、そういった社会の趨勢の中で求めているところは基本的には一致していると思います。それは、長友議員もお分かりかと思います。

ただ、他町から運び込むことが負の遺産となるというのは、私はいささか了見が狭かろうというふうに思います。今、みんなが苦しい中で力を合わせようとしている。そのときに誰がそれでは受けるのかといったことについては、損得を超えて、みんなで話し合っただけで最も合理的なところということでこの場所が選ばれたわけです。

ゼロにすることは基本的にはできませんが、なるべく減らそうということで私たちは今努力をしています。持続可能で、かつ循環型の社会を目指して4市町が今やっているのがそのチャレンジというふうに考えています。まず、それがプラスチックの世紀ということ。

それから、もう一つが、公民館廃止についてですが、御承知のとおり、高度経済成長期に下田が下田市になりまして、その後のバブル期を経まして、このまちには数多くの公共建造物、いわゆる箱物があります。

それが近年、少子高齢化、人口減少が進み、この先もさらにそれが加速するというふうにならわれている中、こうした施設が老朽化して、どうしようという、そういった今岐路にあります。その利活用については、当然、その地域のコミュニティーの皆さんと話をし、最も合理的な管理はどうあるべきか、市だけが負担するのはなかなかつらいものですから、地域の方で工夫してもらって、その意見によって地域が改修を行って、そこを今後活用していると、こういった事例も散見されているところでございます。

稲生沢の公民館につきましても、当面は、解体するはずだったんですが、止めておりました、それは実はコロナのためでした。コロナの中、もしも震災ですとか、そういった災害で避難するという必要が生じたときには、公共建造物の言ってみれば屋根のある、畳があるような施設を数多く確保しておきたかったからです。それによって稲生沢の公民館は一時的に凍結をされました。

しかれども、公民館についての存続は、私どもの中でいかに経済合理性を持たせるのかといった観点から、公共施設の管理計画をつくり、その中で今の建物の老朽の度合いとか、改修した場合のコストだとか、あるいは現在の使われ方、その後の使う予定、そういったものを総合的に勘案して決めているところでございます。

詳細につきましては、各課長からお答え申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私から、南伊豆地域広域ごみ処理計画の理念を問う～「プラスチック世紀」を終わらせるために～についてということの御質問でお答えいたします。

初めに、他町からごみを運び込むことが将来への負の遺産になると思われるが、当局の見解はという御質問でございますが、マイクロプラスチック問題というものは、これは、近年、地球規模の問題、課題としてクローズアップされておりまして、世界中で対策が実施されるようになっております。

全国的にも有数の海水浴場であります、海産物も豊富な下田の海というものを守るために、市としても海洋プラスチックごみの防止県民運動といった取組への参加を通じて、海洋プラスチックごみの発生抑制と流出防止に努めていきたいというふうに考えております。

ただ、今後、人口減少が加速していくという当地域におきましては、集約化、それから広域化というものが求められてくるということで、先ほど市長が申し上げたとおりでございますけれども、そういった中で持続可能かつ循環型の社会というものを目指してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目としまして、資源について有効活用していく社会を目指していくべきですが、市の方向性はという御質問でございます。

資源というものを有効活用していこうということにつきましては、議員と全く考えを同じくするところでございます。

本事業におきましては、4市町で協力してごみの減量化・資源化というものを推進化していくというふうなことでしております。

先ほど御案内いただきましたキエーロを活用した生ごみの処理の促進、こういったことの施策を通じて展開しまして、整備予定の令和11年までに市においてごみの総排出量を4分の1に削減しようということを目指しておりますとともに、新たな資源化施設におきましては、不燃ごみやプラスチックごみの処理ラインというものも整備して資源化率を向上させていくということを目指していきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平川博巳君） 私からは、公民館廃止後の活用についてということで、その中の公民館の事業の状況等などについてお答えいたします。

まず、公民館の統廃合については、公民館としての利用実態やその他利用状況を鑑み、維持管理コストの削減を念頭に、行財政改革に基づき、中央公民館1館を残し、他の公民館11館を全て廃止または譲渡する計画を19年に定め、各地区との協議により、順次廃止または移譲を進めてきました。

現在、稲生沢公民館と朝日公民館については、市民スポーツセンターがコロナウイルスのワクチンの接種会場として、不定期ですが、週末利用されていることや、市民文化会館の工事により、今後、一時使用禁止が予定されていることなどから、市長も答弁していただいたように、コロナウイルスの対策や公共空間確保の観点から、廃止を延期している状況となっております。

市としては、中央公民館などを活用することにより、市内全域を対象とした社会教育活動あるいは公民館事業を推進していきたいというふうに考えております。

生涯学習課としても、議員御指摘の共感力、共生力などを育むためにも、地域の交流の場、集いの場などは生涯学習を推進する場でもあり、重要であると考えており、地域学校協働活動や伝統文化の継承事業などといった地域を支える文化事業等への取組を今後展開していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（中村 敦君） 財務課長。

○財務課長（大原清志君） それでは、公民館廃止後の活用についてということでお話をほうをさせていただきます。

まず、公共施設の有効活用という観点から、平成29年度より、庁内で下田市公有財産有効活用検討委員会を立ち上げ、様々な施設について検討をしているところでございます。

稲生沢公民館、朝日公民館につきましても検討案件となっておりますので、引き続き検討を進めてまいります。

○議長（中村 敦君） 5番 長友くに君。

○5番（長友くに君） 5番 長友くにです。

今、市長さんのお話、ごもっともなんですけど、言ってることとやってることと乖離してるというのが私の印象です。市民の協働によって、1市3町の共同によって、ごみの問題を解決しようとおっしゃっているながら、市民に対して説明していた環境アセスと、それから事業の推進というのが同時進行形で進んでしまっているということに対しては、どのように思ってるのかなと不信です。

そして、ごみの焼却場の問題は、事務組合に行っちゃったからもう質問するなというようにお話でしたけれども、やはり下田市の問題として予算が執行され、そして着々と進んでいくということに対して疑問を呈さざるを得ないと思います。

それから、先ほど稲生沢公民館、避難先としての機能を果たせるために存続しているというお話でしたけれども、もしそういう必要があるのであれば、この十幾つの公民館のそれぞれの避難先としての役割はもう終わってしまったのかどうか、稲生沢公民館、朝日公民館、そういうものを残す意味はないのかどうか、むしろ逆にそういう市民が避難する先というものを整備していくのこそ、市の施策として必要なのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 幾つか誤謬があるので、訂正させていただこうと思います。

環境調査の結果を見てから進めると言っていたのに結果を見ないで同時並行で進めているという言い方をなされた。私は結果を見てから進めると言ったのではなくて、現在は、現在地につくるという仮定の下、各種調査を行っている。その結果によって正式に決定するというふうに言っただけです。

作業を止めると言ってるわけじゃないんです。なるべく早くしたほうがいいんですね。お金もかかりますし、環境負荷も全部それぞれでやっていたらよろしくないからです。集約化することが望ましいから。

それから、例えば公民館の廃止につきましても、コロナの中では避難をする場合、密を避

けろと言われて、通常の1人当たりの面積では成り立たなくなってしまったんですね。ですから、それは、今あるものを潰すのはちょっとやめようじゃないかということで、コロナの鎮静化を待ったというのが本質的なところでございます。

市民の声につきましては、様々な形でやってきたんですけれども、議会としてもそういったものを踏まえて一部事務組合の設立についてここで御議論申し上げて、ほかの町でもやってきました。そして、昨年度にそれぞれが皆さん議会でもって決まったので一組が設立されたわけです。議会というところは、議論をする場であり、かつ決定をする場だからですね。それをもって、今年度から一組がスタートしたということです。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 財務課長。

○財務課長（大原清志君） それでは、公共施設等の総合管理計画についてお話のほうをさせていただきます。

市長のほうからもお話のほうがあったんですけれども、日本の場合、昭和の後期から平成の前期にかけて建設された多くの公共施設が耐用年数の経過に伴い、更新時期を迎えていると。その老朽化対策が大きな課題となっているということでございます。

下田市におきましても、人口減少、少子高齢化の進行等により、公共施設の利用状況等も大きく変わっていると。

あと、財政面におきましても、将来的に全ての公共施設をこのまま維持・更新していくことができるのかという課題に直面してございます。基本的には、そのまま維持していくのは困難な状況にあるということでございますので、安全で持続的な公共サービスを提供していくためには、社会情勢の変化に対応しながら効果的・効率的な公共施設の整備及び管理運営に努める必要があるということでこのような検討になってございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 5番 長友くに君。

○5番（長友くに君） 今のお話によりますと、その時代、時代に合った公共サービスを提供していくというような内容のお話だったと思うんですけれども、やはり今の時代状況というものを考えると、人々の結びつきというか、多くの人々が一緒になって集団として行動できる、その核としての公民館なり、その他の施設なりの必要性というものを考えれば、公民館を廃止するというだけではなくて、新たな使い方、それを考えていくということが必要になってくるんじゃないかと思えます。ぜひ御検討いただきたいと思えます。よろしくお願ひし

ます。

○議長（中村 敦君） これで終わってよろしいですか、長友くに君。

[発言する者あり]

○議長（中村 敦君） これをもって、5番 長友くに君の一般質問を終わります。

○議長（中村 敦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後 1 時36分散会